

反汚職法の改正法（2011年）

- カンボジア王国の憲法を理解し，
- カンボジアの王国政府の任命に関する2008年9月25日付けの勅許第NS/RKT/0908/1055号を理解し，
- 閣僚評議会の組織及び権能に関する法律を公布する1994年7月20日付けの勅許第02/NS/94号を理解し，
- 憲法院の組織及び権能に関する法律を公布する1998年4月8日付けの勅許第ChS/RKM/0498/06号を理解し，
- 憲法院の組織及び権能に関する法律の改正法を公布する2007年1月31日付けの勅許第NS/RKM/0107/005号を理解し，
- 反汚職法を公布する2007年4月17日付けの勅許第NS/RKM/0410/004号を理解し，
- カンボジア王国の首相サムデック Akkak Moha Sena Padei Techor フン・セン及び反汚職ユニットの委員長の提言に従い，

次の法律を公布する。

以下のとおり，第4期国民議会の第6回本会議において2011年6月16日付けで国民議会在改正し，上院議会在本法に関して2回目にコメントするべき新たな項目がないと判断し2011年7月1日付けで上院議会の会議に報告した反汚職法の改正法。憲法院が合憲性につき検討し，2011年7月14日付けの決定第118/006/2011 KBTh.Ch号によりこの改正法が合憲であることを宣言した。

第1条

2010年4月17日付けの勅許第NS/RKM/0410/004号により公布された反汚職法において，以下のとおり，改正第10条の2を追加し，第16条を変更し，第57条を削除する。

第10条の2：国家反汚職評議会の議長の宣言（省令）

国家反汚職評議会の議長は，反汚職ユニットの体制を下部の部門レベルから編成／立案し，かつ反汚職ユニットの委員長の要請に応じて反汚職機関の職員の職務の枠組みについて下部の部門レベルから任命，変更，終了を行うために，省令を発令するものとする。

第16条（新）：反汚職機関の予算及び資源

反汚職機関は，その業務上の活動のために個別の予算法案を有し，当該法案は，国家の予算法案に含められる。反汚職機関は，政府から必要な資源を受領するものとし，かつ，国内組織及び国際組織から寄付又は支援を受ける権利を有するものとする。反汚職機関は，利益相反につながる支援を受けない。

反汚職ユニットの委員長は主席マネージャーとする。

反汚職機関の予算の管理及び編成は，政令により決定されるものとする。

第57条：（削除）

第2条

本法は、緊急のものであることを宣言する。

2011年8月1日、プノンペンの王宮にて作成
署名捺印：ノロドム・シハモニ